

平成23年第3回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																				
		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">予 算</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="5" style="padding: 2px;">議案 21 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">条 例 案</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">8 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他議案</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">10 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認 定</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">4 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">報 告 出</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">35 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">提 出</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">計</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">61 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	3 件	}	議案 21 件	条 例 案	8 件	その他議案	10 件	認 定	4 件	報 告 出	35 件	提 出	1 件			計	61 件		
予 算	3 件	}	議案 21 件																			
条 例 案	8 件																					
その他議案	10 件																					
認 定	4 件																					
報 告 出	35 件																					
提 出	1 件																					
計	61 件																					
予算 (3件) 総務部	【1】平成23年度三重県一般会計補正予算(第5号) (伊勢庁舎整備の工事費増額に伴う補正予算)	約8千万円																				
	【2】平成23年度三重県一般会計補正予算(第6号) (東日本大震災に係る復興支援・防災対策の追加対策等に伴う補正予算)	約28億円																				
	【3】平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) (債務負担行為の追加)																					
条例案 (8件) 農水商工部	【4】 みえの観光振興に関する条例案	<p>県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が協働して、観光産業を地域に密着した産業として大きく育て、本県の観光の振興に取り組むことにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 総則 観光産業の持続的かつ健全な発展が図られること等の基本理念等</p> <p>(2) 役割等 県の責務、市町の役割、県民の役割、観光事業者の役割、観光関係団体の役割</p> <p>(3) 基本的施策 国内外に対する観光宣伝活動の強化 本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化、観光旅行者の来訪及び滞在の促進、外国人観光旅客の来訪の促進、広域的な課題への対応 魅力ある観光地の形成及び人材の育成 地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成、観光の振興に寄与する人材の育成、新たな観光旅行の分野の開拓、県民の観光行動の促進 観光旅行を促進するための環境の整備 観光地における良好な景観の形成、観光旅行者の利便の増進、観光旅行の安全の確保、交通基盤の構築</p> <p>(4) 施策の推進 基本計画、統計の整備等、推進体制の整備、財政上の措置</p> <p>(5) 三重県観光審議会 組織、委員、会長及び副会長、会議等</p>																				

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【 5 】 三重県スポーツ推進審議会 条例案</p>	<p>スポーツ振興法の全部改正に鑑み、教育委員会の附属機関として三重県スポーツ推進審議会を設置するため、三重県スポーツ振興審議会条例の全部を改正するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>(2) 審議会は、委員 20 人以内で組織する。</p> <p>(3) 審議会の委員は、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。</p> <p>(4) 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</p>
<p>参 考</p> <p>スポーツ基本法 (都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)</p> <p>第 31 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。</p>		
総務部	<p>【 6 】 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例案</p>	<p>東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、県の厳しい財政状況を考慮し、公立学校職員の給料を特例的に減ずるものである。 (平成 23 年 11 月 1 日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公立学校職員の給料を減額するための特例期間を平成 23 年 11 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日まで(副知事等の特例期間平成 23 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)とする。</p> <p>(2) 校長、教頭及び事務長の給料の月額 100 分の 8 を減ずる。</p>
県土整備部	<p>【 7 】 三重県手数料条例の一部を 改正する条例案</p>	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に鑑み、手数料等についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請手数料の廃止</p> <p>(2) サービス付き高齢者向け住宅登録申請手数料の追加</p> <p>(3) サービス付き高齢者向け住宅登録更新申請手数料の追加</p> <p>(4) 高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請手数料を納付する指定機関の廃止</p> <p>(5) サービス付き高齢者向け住宅登録申請手数料を納付する指定機関の追加</p> <p>(6) サービス付き高齢者向け住宅登録更新申請手数料を納付する指定機関の追加</p>
<p><参 考></p> <p>サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要</p> <p>高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームであって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等を提供する事業を行う者は、当該事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームを構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。</p>		

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【 8 】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、個人の県民税、不動産取得税等についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日(一部平成23年11月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>個人の県民税 市町が、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく一定の保険年金(以下「対象保険年金」という。)の受取人等に対し、法定の期限(法定納期限の翌日から起算して5年)を経過したために、平成12年分以後の各年分の当該対象保険年金に係る所得に対する税額を減少させる賦課決定ができない場合において、当該賦課決定を行うとすれば還付することとなる過誤納金相当額を支給したときは、知事が、当該市町に対して当該過誤納金相当額を交付する。 (平成23年11月1日から施行)</p> <p>不動産取得税 警戒区域(福島第一原発から半径20km)内家屋の所有者等が、代替家屋(知事が認める家屋に限る。)を警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合に、当該警戒区域内家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないように特例を講じる。 警戒区域内家屋の敷地の用に供されていた土地(従前の土地)の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地(知事が認める土地に限る。)を警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合に、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないように特例を講じる。 改正後の不動産取得税に関する規定は、平成23年3月11日以後に取得された代替家屋及び代替家屋の敷地の用に供する土地について適用する。</p>
健康福祉部	<p>【 9 】 三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案</p>	<p>障害者基本法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の一部改正に伴う引用条文の条項ずれにより、規定を整理する。
県土整備部	<p>【 10 】 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団が廃止されることに伴い、規定を整理する。
<p>参 考</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律について 地方自治法の一部改正により、特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止するものとされた。</p>		

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【11】 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による文化財保護法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) ・法律の一部改正に伴う引用条文の条項ずれにより、規定を整理する。
その他議案 (10件) 防災危機管理部	【12】 工事請負契約について	三重県防災通信ネットワーク更新工事(衛星系) 場所 三重県内全域 契約金額 2,306,638,950 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 名古屋市中区橘二丁目3番33号 パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社中部社 社長 山口 和洋 工事の概要 衛星地球局アンテナ装置、送受信装置等更新工事
生活・文化部	【13】 製造委託契約について	新三重県立博物館(仮称)展示製作及び施工業務委託 場所 津市上浜町六丁目地内及び一身田上津部 田地内 契約金額 1,089,270,000 円 契約方法 一般競争入札 受託者住所氏名 東京都千代田区紀尾井町3番23号 株式会社トータルメディア開発研究所 代表取締役 澤田 敏企 委託の概要 ・展示資料・映像音響資料・設備・物品の製作 ・展示資料・映像音響資料・設備・物品の設置、空間演出 ・ミエゾウ全身骨格復元検討 ・展示監修員などによる監修及び利用者意見の聴取
県土整備部	【14】 工事請負契約について	主要地方道一志美杉線(矢頭峠バイパス)道路改良(矢頭峠トンネル(仮称))工事 場所 津市一志町波瀬地内~美杉町下之川地内 契約金額 3,343,200,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 津市八町三丁目4番7号 鹿島・日本土建・勢和特定建設工事共同 企業体 代表者 鹿島建設株式会社三重営業所 所長 古川 知彦 工事の概要 トンネル工L=1,637m

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【15】 工事請負契約の変更について	<p>二級河川百々川基幹河川改修工事（防潮水門下部工）</p> <p>場所 松阪市松ヶ島町地内</p> <p>契約金額 変更前 592,515,000 円 変更後 575,917,650 円</p> <p>契約方法 随意契約</p> <p>請負者住所氏名 松阪市高町 450 番地 1 丸亀・宮本特定建設工事共同企業体 代表者 丸亀産業株式会社 代表取締役 竹上 亀代司</p> <p>工事の概要 防潮水門下部工 L = 3 5 m、B = 4 8 m</p>
政策部	【16】 財産の取得について	<p>電子県庁・電子自治体推進事業用機器の購入 （職員に配備したパソコンを更新するもの）</p> <p>金額 150,428,250 円</p>
警察本部	【17】 財産の取得について	<p>三重県警察WANシステム端末装置等の購入 （職員等に配備したパソコンを更新するもの）</p> <p>金額 88,976,523 円</p>
	【18】 訴えの提起（和解を含む。） について	<p>退職手当の過払い事実が発覚し、過払い額を返還させるため、相手方に対して返還を求めるも返還に応じないことから、訴えにより支払を求めるものである。</p>
健康福祉部	【19】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標 について	<p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標として、地方独立行政法人法の規定に基づき、議会の議決を得て中期目標を定めるものである。 （平成24年4月1日（法人設立の日）から施行）</p> <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。 ・医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。 など

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【20】 県道の路線廃止について	道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり廃止するものとする。 ・県道の廃止 四日市停車場線 長明寺井田川停車場線
認定 (4件)	【21】 三重県住宅供給公社の解散について	地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第36条第2項の規定により、三重県住宅供給公社を解散するものとする。
企業庁	【22】 平成22年度三重県水道事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
	【23】 平成22年度三重県工業用水道事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
	【24】 平成22年度三重県電気事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
病院事業庁	【25】 平成22年度三重県病院事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
報告 (35件)	【26】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
防災危機管理部	【27】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成23年6月26日四日市市和無田町地内の市道和无田7号線において発生した防災危機管理部(防災対策室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 62,944円

区 分	件 名	概 要
防災危機管理部 つづき	【 2 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 7 月 5 日 津市 観音寺町 地内の 県道 津久居線 において発生した 防災危機管理部 (消防・保安室) に係る 自動車による 公務上の 事故 に関して 損害賠償の額 について 和解した。 損害賠償額 226,800 円
健康福祉部	【 2 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 2 月 2 4 日 度 会 郡 大 紀 町 滝 原 の 大 紀 町 役 場 に お いて 発生した 健康福祉部 (長寿社会室) に係る 自動車による 公務上の 事故 に関して 損害賠償の額 について 和解した。 損害賠償額 175,214 円
	【 3 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 3 月 9 日 津市 半田 地内の 県道 において発生した 津保健福祉事務所 (総務企画室) に係る 自動車による 公務上の 事故 に関して 損害賠償の額 について 和解した。 損害賠償額 144,015 円
農水商工部	【 3 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 2 月 2 2 日 度 会 郡 大 紀 町 大 内 山 地 内 の 国 道 4 2 号 において発生した 紀州家畜保健衛生所に係る 自動車による 公務上の 事故 に関して 損害賠償の額 について 和解した。 損害賠償額 552,641 円
県土整備部	【 3 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日 伊 勢 市 上 地 町 地 内 の 県 道 鳥 羽 松 阪 線 において発生した 伊勢建設事務所 (宮川下水道室) に係る 自動車による 公務上の 事故 に関して 損害賠償の額 について 和解した。 損害賠償額 267,277 円
	【 3 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 3 月 2 6 日 滋 賀 県 東 近 江 市 黄 和 田 町 地 内 の 国 道 4 2 1 号 において発生した 桑名建設事務所 (保全室) に係る 自動車による 公務上の 事故 に関して 損害賠償の額 について 和解した。 損害賠償額 126,605 円
	【 3 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 7 月 1 日 四 日 市 市 陶 栄 町 地 内 の 国 道 1 号 において発生した 桑名建設事務所 (総務・管理室) に係る 自動車による 公務上の 事故 に関して 損害賠償の額 について 和解した。 損害賠償額 527,730 円
警察本部	【 3 5 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 1 月 2 6 日 津市 阿 漕 町 津 興 地 内 の 海 岸 堤 防 道 路 において発生した 津警察署 に係る 自動車による 公務上の 事故 に関して 損害賠償の額 について 和解した。 損害賠償額 229,000 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【 3 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 2 月 9 日三重郡川越町大字豊田地内の町道において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 248,000 円
	【 3 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 2 月 1 4 日名張市滝之原地内の市道において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 419,454 円
	【 3 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 2 月 2 1 日熊野市井戸町地内の国道 4 2 号において発生した熊野警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 38,400 円
	【 3 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 3 月 2 1 日鳥羽市堅神町地内の国道 4 2 号において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 272,124 円
	【 4 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 3 月 2 2 日志摩市磯部町地内の国道 1 6 7 号において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 26,260 円
	【 4 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 4 月 2 日多気郡明和町大字金剛坂地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 84,736 円
	【 4 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 4 月 8 日津市中央地内の駐車場において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 110,250 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【 4 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 4 月 1 1 日鈴鹿市稲生町地内の市道において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 207,060 円
	【 4 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 4 月 1 1 日伊勢市馬瀬町地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 60,900 円
	【 4 5 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 4 月 1 4 日伊勢市小俣町地内の県道玉川小俣線において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 357,110 円
教育委員会	【 4 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 6 月 1 7 日津市大谷町地内の駐車場において発生した教育委員会事務局(教育改革室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 14,805 円
県土整備部	【 4 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 1 9 年 2 月 2 3 日伊賀市東高倉地内の県道高倉佐那具線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 412,875円
	【 4 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 1 月 2 8 日四日市市黒田町地内の国道 4 7 7 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 40,000円
	【 4 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 3 年 4 月 1 日松阪市田村町地内の県道松阪嬉野線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 22,533円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【 5 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 5 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 5 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 5 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 5 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 5 5 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 2 3 年 4 月 3 日 鈴鹿市西条地内の県道鈴鹿環状線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 166,656円</p> <p>平成 2 3 年 5 月 2 4 日 名張市蔵持町芝出地内の県道蔵持霧生線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 54,369円</p> <p>平成 2 3 年 5 月 2 4 日 名張市蔵持町芝出地内の県道蔵持霧生線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 4,410円</p> <p>平成 2 3 年 5 月 2 9 日 熊野市波田須町地内の国道 3 1 1 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 107,500円</p> <p>平成 2 3 年 6 月 1 2 日 伊賀市真泥地内の国道 1 6 3 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 39,975円</p> <p>平成 2 3 年 6 月 1 2 日 伊賀市真泥地内の国道 1 6 3 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 791,060円</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【 5 6 】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p> <p>【 5 7 】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p>	<p>県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起 (和解を含む。) を行った。</p> <p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起 (和解を含む。) を行った。</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	【58】 議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約 (第2条第1項第1号関係)</p> <p>【契約名称】三重県総合税システムの機器更新に係る機器賃 貸借及び保守業務 【履行場所】三重県吉田山会館 他 【契約金額】275,001,300円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦1-10-1 富士通リース株式会社中部支店 支店長 中村 茂 【契約締結の年月日】平成23年6月14日 【契約期間】平成23年6月14日から 平成28年10月28日まで</p> <p>【契約名称】三重県総合税システムの機器更新に係るプリン タ機器賃貸借及び保守業務 【履行場所】三重県吉田山会館 他 【契約金額】20,342,700円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦1-17-1 NECキャピタルソリューション株式会社 中部支社 支社長 福島 秀和 【契約締結の年月日】平成23年6月10日 【契約期間】平成23年6月10日から 平成28年10月14日まで</p>
教育委員会		<p>【契約名称】学校情報「くものす」ネットワーク用1人1台 パソコン等の賃貸借契約 【履行場所】三重県内の県立学校ほか 【契約金額】368,928,000円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区栄二丁目1-1 東京センチュリーリース株式会社名古屋営業部 部長 酒井 孝幸 【契約締結の年月日】平成23年8月30日 【契約期間】平成23年8月30日から 平成30年1月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	【59】 平成 22 年度三重県水道事業会計継続費精算報告書	地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づくもの。
企業庁 病院事業庁	【60】 平成 22 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づくもの。
提出 (1件) 健康福祉部	【61】 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び同法施行令第 173 条の規定により、公立大学法人三重県立看護大学の経営状況を説明する書類を提出するものである。